

平成 19 年 6 月 29 日

要請書に対する回答

平成 19 年 6 月 8 日付けで提出された要請書について、御返事いたします。

ダム下流左岸の法面对策については、国の機関（国土交通省国土技術政策総合研究所・土木研究所）の知見を参考に対策工を実施してきたことにより、ダム本体の安全性に影響のある法面の変位は 1mm / 月以下に収まっており、注意や警戒するレベルの値（5mm 以上 / 10 日）以下であります。今後、さらに恒久対策用アンカー工を施工し、法面の安全性を確保しますので、工事の中断と再調査の必要はないと考えております。

東海地震に対する安全性については、太田川ダムの耐震設計が法に基づく基準により行われ、設計上最も厳しい「強震帯」という条件を採用していることや、この基準により設計されたコンクリートダムが兵庫県南部地震等に対し十分な耐震性を有していることが確認され、相当の安全性が確保されていることを先日の事業説明会で説明しております。

県では、更に万全を期すため、今年度、平成 17 年に国土交通省が策定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)」に基づき安全性の確認を実施し、結果については、速やかに県民の方々に情報提供します。

また、情報提供については「太田川ダムだより」あるいは県ホームページ等により行っていることに加え、事業説明会を開催し、事業の進捗状況および内容について説明し、地元住民の方々からの意見・要望を頂いております。

引き続き、これまでと同様の方法で情報提供してまいりますので、公聴会は開催いたしません。

なお、本回答については、県民の方々に情報提供いたします。

今後も、事業の推進につきまして格別の御理解をいただきますようお願いいたします。

